

令和3年2月10日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和3年2月10日（水曜日）午後1時～午後1時43分

2 開催場所 第3・4委員会室

3 報告事項

(1) 令和3年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市長等の損害賠償責任に関する条例の制定について
- ④浪岡区長の給与及び旅費に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- ⑤専決処分の報告について（青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事）
- ⑥公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例の制定について
- ⑦青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- ⑧包括外部監査契約の締結について

(2) その他

- ①令和2年度第三セクター経営評価結果及び対応について（一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社）
- ②令和2年度第三セクター経営評価結果及び対応について（一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団）
- ③令和2年度第三セクター経営評価結果及び対応について（公益財団法人青森学術文化振興財団）
- ④令和3年度税制改正に係る青森市市税条例の一部改正について

○出席委員

委員長	大 矢 保	委 員	藤 田 誠
副委員長	山 崎 翔 一	委 員	木 下 靖
委 員	軽 米 智雅子	委 員	丸 野 達 夫
委 員	万 徳 なお子	委 員	渋 谷 勲
委 員	秋 村 光 男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷 潤 治	総務部次長	大久保 文 人
総務部理事	吉 本 雅 治	総務部参事	三 上 智 幸
企画部長	織 田 知 裕	企画部次長	小 野 正 貴
企画部理事	佐々木 淳	税務部次長	工 藤 哲 也
税務部長	梅 田 喜 次	監査委員事務局次長	八木澤 透
浪岡事務所副所長	三 浦 大 延	総務課長	佐 藤 秀 彦
会計管理者	鈴 木 裕 司	企画調整課長	館 山 公 久
選挙管理委員会事務局長	山 谷 直 大	納税支援課長	松 本 和 久
監査委員事務局長	横 内 修	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	高 木 涉	議事調査課主査	小 山 隆
議事調査課副参事	櫻 田 新 司		

○大矢保委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

本日の案件に先立ち、理事者側に、私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、職員の委員会室への入室については、引き続き必要最小限の人数にとどめるよう御配慮願いたいと思います。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和3年第1回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

最初に、「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 令和3年第1回定例会に提案予定としております青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料のほうを御覧いただきたいと思います。

今回の改正は、組織機構の見直しに関するものでありまして、1つに、窓口の集約による市民の利便性向上と災害時の体制強化を図るため、水道部門と下水道部門を統合するものであります。また2つに、令和3年3月31日の浪岡地域自治区の設置期間満了に伴い、その後も引き続き浪岡地域の市民サービスを維持するとともに、地域の振興を一層図るため、浪岡事務所を「浪岡振興部」に改称しようとするものであります。

施行期日は、令和3年4月1日から施行としております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 今、窓口を1つにするというお話をされましたが、これまで、下水道総務課はアウガにあって、それぞれあちこちにあるんですけども、いわゆる勝田の水道部に窓口を全部持っていくということによろしいですか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 今回の組織の統合については、藤田委員のほうからお話のありましたとおり、勝田の水道部のほうに窓口を集約する予定としております。

○大矢保委員長 ほかに発言ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 (2)の浪岡のことですけれども、浪岡振興部の振興という名前をつけたのは、ここの説明にもあるように、「地域の振興を一層図るため」とありますが、どのような振興を御検討でしょうか。(「質疑になっていないよ」と呼ぶ者あり)

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 浪岡の地域振興につきましては、浪岡自治区と一緒にやってきたんですけども、そのような活動も踏まえながら、地域の一層の振興という形で、どのようにと言われますとちょっとあれなんですけれども、今まであった浪

岡事務所を部として改編することによりまして、部でもって地域振興を図っていくという形であります。

自治区につきましては、違う形での協議会づくりのほうは別途進んでいるものがありますが、それと協力しながらやっていって、振興を図っていくという意味合いであります。

以上でございます。

○大矢保委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、これにて質疑は終了いたします。

次に、「青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 同じく令和3年第1回定例会に提案予定としております青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思えます。

概要としては、新型コロナウイルス感染症や豪雪が市民の暮らしに大きな影響を与えていることを踏まえまして、市長及び副市長の給料月額につきまして、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで減額措置を講ずるため、条例を改正しようとするものであります。

改正内容といたしましては、現在減額しております減額率を令和3年度につきましても、引き続き、市長については20%、副市長については15%の給料減額をしようとするものであります。

施行期日は、令和3年4月1日を予定しております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市長等の損害賠償請求に関する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 令和3年第1回市議会定例会へ提出を予定しております青森市長等の損害賠償責任に関する条例の制定について、御説明させていただきます。

お手元の資料のほうを御覧いただきたいと思えます。

本条例は、平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴いまして、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任につきまして、条例で定めることになりましたことから、本市におきましても、政令の内容を踏まえまして、市長等の本市への損害を賠償する責任を

限定して、それ以上の額を免責する旨を定めるために制定しようとするものであります。

内容でありますけれども、損害賠償責任額から控除する額を、政令で定める基準額と同額として、法令の内容と同様に、損害賠償責任額からこの額を控除した額を免責するものであります。

この損害賠償責任額から控除する額が、いわゆる自己負担額となるものであります。この自己負担額となる損害賠償責任額から控除する額につきましては、基準給与年額と言いますけれども、市長等の年収、職責に応じて設定された乗数を乗じて得た額とされておりまして、乗数につきましては、市長が6、副市長等については4、農業委員会の委員等については2、その他職員については1と設定するものであります。

この額が自己負担額で、これを超えた分は免責されるというふうな条例を制定するものであります。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「浪岡区長の給与及び旅費に関する条例を廃止する等の条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 同じく令和3年第1回定例会に提案予定としております浪岡区長の給与及び旅費に関する条例を廃止する等の条例の制定について、御説明申し上げます。

資料のほうを御覧いただきたいと思います。

浪岡地域自治区の設置期間満了に伴いまして、浪岡区長の給与等について定めております浪岡区長の給与及び旅費に関する条例を廃止いたしますとともに、青森市防災会議の委員に区長がメンバーとなっておりますことから、このメンバーから区長を除くために、同会議の組織等について定めた青森市防災会議条例を改正しようとするものであります。

施行期日は、令和3年4月1日としております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について(青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事)」について報告を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

資料のほうを御覧いただきたいと思います。

令和2年第2回定例会におきまして、御議決をいただきました青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事について、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げます。なお、本案件につきましては、前回1月の総務企画常任委員協議会におきまして、専決処分をさせていただく予定である旨、あらかじめ御報告した案件であります。

おさらいになりますが、資料の「2 変更内容」であります。改修工事に当たり、屋根・外壁下地部分において、設計時の想定を上回る劣化の進行等が確認できましたことから、補修工事が増工となったことにより工事費が増額し、変更契約を行ったものであります。

変更内容の内訳ですが、資料別紙になります。増工の内容や金額については記載のとおりとなっております。各項目の変更金額を合計した1626万9000円が増額となったものであります。

資料の1枚目に戻っていただきまして、資料の「3 変更契約額」についてですが、今回の変更により増額となります金額は、ただいま資料別紙で御説明申し上げますとおり1626万9000円で、変更前の契約金額1億6368万円の9.94%となります。

これは、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております「変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの」でありますことから、資料の「4 専決処分日」に記載のとおり、令和3年1月27日、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により、変更契約の締結をさせていただいたところであり、同条第2項の規定に基づき令和3年第1回定例会に報告することとしております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例の制定について」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例の制定について、御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

「1 制定理由」ですが、先ほど総務部から説明がありました青森市長等の損害賠償責任に関する条例と同様、地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から地方独立行政法人法も一部改正され、地方独立行政法人の役員等、本市におきましては、公立大学法人青森公立大学の役員等ということですが、その損害賠償責任について、損害賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た

額を免除する旨を業務方法書で定めることができることとなったものであります。業務方法書とは、地方独立行政法人法に基づき、公立大学が作成するものであり、法人の具体的な業務方法の要領を記載したものとなっております。

今般の法改正であります。役員等の損害賠償責任が無限に広がりかねないとなれば、適切な人材を得られなくなるおそれがあるというような趣旨で、法人の適切な運営を損なう可能性があることから、役員等の損害賠償責任を一定の合理的な範囲内において軽減することを目的としております。本市におきましても、役員等の法人に対する損害を賠償する責任を負う額から、控除する額を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、「2 制定概要（1）法令の内容」につきましては、損害賠償責任額から、政令で定める基準額を控除した額を免除することができるものとされたものであります。

なお、政令で定める基準につきましては、役員等の職責に応じた基準報酬年額に、それぞれの職責に応じて設定された乗数を乗じて得た額とされております。乗数につきましては、資料記載のとおり、理事長または副理事長は6、以下記載のとおりとなっております。

参考に記載した図で御説明いたしますれば、損害賠償責任額を全体の枠とした場合、灰色の部分が、政令で定める基準額となり、点線部分が免除する額となります。これを踏まえまして、「（2）条例の内容」ですが、条例で定める額は、政令で定める基準額と同額とし、この額が役員等の自己負担額となるものであります。

最後に、施行期日は、公布の日からとしております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について」報告を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 令和3年第1回定例会に提出を予定しております青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について、資料に沿って御説明申し上げます。

初めに、「1 青森県市町村総合事務組合」につきましては、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、資料の規約別表第1に記載のとおり、現在9市、30町村、23一部事務組合、3広域連合の65団体が加入し、その下の規約別表第2に記載の11項目の事務を共同処理しております。

また、本市では、規約別表第2の第10号、市町村税等の滞納整理事務に関する事

務を共同処理するために、平成 27 年 4 月 1 日付で当組合の構成団体となっております。

次に、「2 規約変更」につきましては、(1) と (2) の 2 つとなっております、(1) については、規約別表第 2 の第 8 号の事務を共同処理するために本組合に加入しておりました十和田地区環境整備事務組合が、令和 3 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い規約から削除するものであります。また、(2) につきましては、農業災害補償法が農業保険法に改正され、農作物共済が強制加入から任意加入制となったことに伴い、法律の滞納処分に関する条項が削除されたことから、規約別表第 2 の第 10 号の下線部分について削除するものです。

この一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、もしくは共同処理する事務の変更または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされており、令和 3 年 1 月 26 日付で当組合から構成団体であります本市に、規約変更の協議依頼があったことから、令和 3 年第 1 回青森市議会定例会に提案する予定となっております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「包括外部監査契約の締結について」報告を求めます。監査委員事務局長。

○横内修監査委員事務局長 令和 3 年度包括外部監査契約の締結について御説明いたします。

包括外部監査の契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ議会の議決を経ることとされておりますことから、令和 3 年第 1 回定例会に提案を予定しているものであります。

包括外部監査は、中核市に毎年度の実施が義務づけられている、市の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者が監査を行う制度であります。

それでは、資料を御覧ください。

まず、契約の概要であります。包括外部監査の実施に当たり、令和 3 年度に係る契約を締結するものであります。

契約の目的は、包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出であります。

次に、契約の相手方につきましては、本市在住の公認会計士高橋政嗣氏としたいと考えております。

高橋氏については、日本公認会計士協会東北会青森県会から推薦をさせていただいたところではありますが、これまで本市や青森県の包括外部監査人補助者としての経験があり、地方公共団体の財務監査事務に精通し、優れた識見を有するものと認め

られることから同氏が適任であると判断したものであります。

次に、契約を公認会計士と締結する理由であります。公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であることから、包括外部監査契約の締結者として適任と考えていることなどであり

ます。
なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴くこととなっておりますが、監査委員からは、高橋政嗣氏と契約を締結することについて異議がない旨の回答をいただいているところであります。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和3年第1回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、①から③までの「令和2年度第三セクター経営評価結果及び対応について」の3件について、一括して報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 令和2年度第三セクター経営評価結果及び対応について、御報告いたします。

本市では、平成22年10月に策定しました青森市第三セクターに関する基本方針において、第三セクターの経営状況及び経営評価の結果を、毎年度定期的に議会に対して御報告することとしております。

本常任委員協議会への報告の対象となる法人は、本年度から合併に伴い新たに企画部の所管となりました一般財団法人青森市文化観光振興財団、それから、例年御報告させていただいております公益財団法人青森学術文化振興財団の2団体となっております。

なお、令和2年4月1日に合併した一般財団法人青森市文化観光振興財団につきましては、本年度の評価等は、令和元年度の決算・経営状況等を評価するものでありますので、合併前の団体であります、1つは一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社、もう1つは一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団の経営評価等の概要について御報告するものであります。

初めに、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社について御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 令和2年度 経営評価」を御覧ください。

経営評価における評価項目につきましては、「目的適合性」、「効率性・効果性」、「組織運営の健全性」等々、資料記載の6つとしております。第一次評価は当該法人が自ら、また第二次評価は当局が、それぞれ「概ね良好」、「改善の余地あり」、「大いに改善を要する」の3段階で評価するものであります。

当該法人は、第一次・第二次評価いずれも、全ての項目において「概ね良好」と評価したところであります。

次に、「参考 令和元年度決算」を御覧ください。

当期損益は838万6000円の黒字、累積損益につきましても1億128万8000円の黒字となっております。

それから、市からの収入といたしましては、全体で3億6969万9000円、経常収益に占める割合は80.9%、うち、競争によらないものは7038万4000円、経常収益に占める割合は15.4%となっております。

次に、評価結果を踏まえた第三セクターの対応であります。

令和元年度に策定した経営戦略プランに基づき、経営基盤の強化、指定管理施設の機能充実と美化活動、利用者サービスの充実、地産地消の推進、文化芸術の普及振興、スポーツの普及振興、情報発信の強化、人材育成の強化等々、経営戦略方針に基づき事業を推進していくこととしております。

市の対応であります。令和2年4月1日に新財団となりまして、財務基盤の強化と効率的・効果的な事業運営体制の構築を図る環境が整ったことから、これまで旧公社において蓄積されたノウハウを活用した収益事業の拡大に加えまして、管理部門の共通化や共通経費等の削減によるスケールメリットを最大限生かすとともに、補助事業の見直しや人員の適正な配置等を検証し、本市が目指す第三セクターの経営健全化と自主・自立に向けた取組を推進するよう指導を行っていくこととしております。参考資料として、経営評価の詳細を記載した経営評価シート等を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団について御報告いたします。

「1 令和2年度 経営評価」を御覧ください。

当該法人は、第一次・第二次評価いずれも、全ての項目において「概ね良好」と評価したところであります。

次に、「参考 令和元年度決算」を御覧ください。

当期損益はマイナス22万5000円、累積損益につきましては、2543万7000円の黒字となっております。

市からの収入につきましては、全体で2億3325万7000円、経常収益に占める割合は47.0%となっており、うち、競争によらないものは167万円、経常収益に占める割合は0.3%となっております。

次に、第三セクターの対応につきましては、先ほど御説明したとおりであります。

また、市の対応につきましては、こちらも令和2年4月1日に新財団となり、財務基盤の強化と効率的・効果的な事業運営体制の構築を図る環境が整ったことから、これまで旧財団において蓄積されたノウハウを活用した収益事業の拡大に加えまして、管理部門の共通化や共通経費等の削減でありますとか、各施設の運営方法や集

客の方策等を検証し、本市が目指す第三セクターの経営健全化と自主・自立に向けた取組を推進するよう指導を行ってまいりたいと考えております。こちらも参考資料として経営評価シート等を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

最後に、公益財団法人青森学術文化振興財団について御報告いたします。

「1 令和2年度 経営評価」を御覧ください。

当該法人は、第一次・第二次評価いずれも、全ての項目において「概ね良好」と評価したところであります。

次に、「参考 令和元年度決算」を御覧ください。

当期損益はマイナス 580 万 1000 円となっております。この主な要因は、年度末時点の運用資産の評価額が、円高の影響等もありまして、対前年度比で減となったことによるものです。また、低金利下の状況によって、運用の収益に影響があったというふうに考えております。

累積損益につきましては、2億 7728 万 3000 円となっております。こちらは、市からの収入はありません。

次に、第三セクターの対応につきましては、平成 30 年度に策定した経営戦略プランに基づき、設立目的達成に向け、大学等の地域還元への支援を初めとする取組を継続していくこととしております。

最後に、市の対応につきましては、助成事業については、審査委員会による得点率に応じて助成率を段階的に変更するよう指導しているところです。

また、資産運用収入の範囲内で事業実施するという財団の特性上、低金利により一般正味財産が減少傾向となっていることも踏まえまして、引き続き、経営戦略プランに基づく一層の経営健全化と効率的・効果的な事業実施を促していくこととしております。こちらも参考資料としまして、経営評価シート等を添付しております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 1 番の青森市文化スポーツ振興公社の仕事である市民ホールの地下駐車場について、御担当の方と若干やり取りもさせていただいていたんですけども、34 区画あるうち、コイン方式で、車止めのタイプなんですけれども、8 台分が壊れているということで、かなり壊れている数が多いのではないかと言われたものですから、お尋ねしたら、修理するための部品がなくて全部を直すには 3000 万円くらいかかるんだというふうに聞いていたんですけど、今後の地下駐車場の修繕とか、そういった計画はこの中に入っているんでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 こちらの資料は令和元年度決算の御説明ですので、入っているか入っていないかと言われれば、入っていないわけなんですけれども、3 月議会の当

初予算、3月補正予算で、駐車場の関係の経費でありますとか、そういった修繕をしながら、どういう事業運営を実施していくかという予算は、その中で提出し、御説明していくことになろうかと考えております。

ただ今、何台分が壊れているとか、詳細まではちょっと把握しておりませんが、しっかり中身を聞いて、事業運営に支障があってははいけませんし、収入に影響があってははいけませんので、しっかり対応してまいりたいと思います。

○大矢保委員長 ほかに発言ありませんか。渋谷委員。

○渋谷勲委員 間違っていたらごめんなさい。私、当初、公立大学の特別委員長もやらせていただいたんですよ。そのとき、公立大学を開設するときに、ちょっと項目を忘れたんですが、その当時、基金を20億円ぐらい、一般の市民か県民の方からも寄附もいただいて、あるいは市の資金も投入して、20億円の基金をつくったと思うんです。

項目を忘れたんですが、その基金は今どのようなようになっているんですか。いいですか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 学術文化振興財団を設立するときに、20億円の寄付といたしますか、出資をしてやっております。20億円のうち、10億円は県、残り10億円は青森市、合わせて20億円でこの財団をつくって、運用益が出た範囲で、大学の研究とか論文の助成とか、そういったことをやってもらっていただいております。この資料を御覧いただければと思いますが、累積損益2億7728万3000円ということで、20億円は20億円としてそのまま残っていて、そこからさらに2億7728万3000円の利益を生み出してやってきたという状況で、20億円について地方債でありますとか国債でありますとか、安全な資産で財団の中にしっかり残っているという状態です。

○大矢保委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 それで、今回初めて知ったことは、当初予算について私も随分勉強させていただいて、例えば、ここに来る前にもちょっと話をしていたんですけれども、市民病院の高等看護学院でしたか、そこの入学金から何から何まで、でたらめなんですよ。それもずっと見直していないわけでしょう。ましてやこの大学も、ちょっと疑問に思うのは、余りにも県外から入ってくる子どもさん達の入学金が、余りにも安すぎるんですよ。例えば、私の孫なんかは、百七、八十万円はかかっています。それが公立大学は、二、三十万円なわけでしょう。その辺についての見直しだとか検討だとかは、会議等々でその辺の質問は何も出ないものなんですか。というのは、しゃべりたくないけれども、今現在も、毎年7億円、8億円、9億円ぐらい、市の一般会計からの持ち出しがあるわけですよ。その件について、当初予算を決める際に、市長を先頭に決めるわけでしょう。もちろん部長も含めてでしょうけれども、この検討事項について、若干なりとも話にならないものなんですか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 具体的に、青森公立大学に市から支出している額は毎年4億円程度になっております。来年度以降、5か年の中期計画を今つくって、5年間で市からどのくらいの交付金を出していくかということも検討しましたけれども、シーリングのような形で毎年度、青森公立大学に対して経営努力をなさいよということで、1%ではありますけれどもシーリングのような形で努力をしながら、あとは収入も稼げれば自分たちでも浮いてくるわけですから、そうなるような交付金の仕組みを今取り入れてやっております。それも今度、提案いたします当初予算に反映された形で出てくるわけですが。

あとは、授業料の件につきましては、たしか県内の方は安くしているということもあります。これは、県内の学生になるべく多く来てほしいということもありますし、また、公立大学の授業料は、文部科学省の基準などもありまして、市のほうで勝手に変更できない部分はありますけれども、例えば、コロナで大変な学生にしましては、授業料を減免するとか2分の1にするとか、そういった国の制度を活用しながらやっておりますし、公立大学にも、先ほど申し上げたシーリングのような形で、経営努力を促してしっかり頑張ってもらいたいという努力を今やっておりますので、御理解といただけますか、また御指導いただければ幸いです。

○大矢保委員長 ほかに発言ありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 青森学術文化振興財団の経営評価シート、7ページの「⑧事業成果は向上しているか」とあるんですが、助成事業数も減って、懸賞論文応募数も減っているのに、おおむね市の期待どおり向上しているというのはどういうことなんでしょうか。この程度しか期待していないということなんでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 確かに件数が減ってきております。これはどうしても運用益を出して、その範囲内で助成していくということでやっている事業になります。そういったこともありまして、件数が減ってきているということもあって、二重丸とはしないで丸という形で下げるといいますか、もうちょっと頑張ろうという意味も込めて、こういう評価にさせていただいております。

ただ、これは運用を頑張って利益が上がれば助成できる件数はおのずと増えてまいりますし、その面と、後は事業成果ということになっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、審査会を開いて、例えば、プレゼンをしていただいて、その中身を見ながら評価をしたり、重点配分をしたりとか、また、審査をした結果、得点に差をつけて助成率を下げるとか上げるとか、そういった取組もやってきております。確かにこの事業は減ってきている状況ではありますので、このままでいいとは思っておりませんが、そこは財団のほうにもしっかりと改善してもらい、もうちょっと頑張って事業成果を向上していけるようにやっていただきたいという願いを込めたものとなっております。

○大矢保委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、これにて質疑は終了いたします。

次に、「令和3年度税制改正に係る青森市市税条例の一部改正について」報告を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 令和3年度税制改正に係る青森市市税条例の一部改正について、資料に沿って御説明申し上げます。

初めに、改正時期についてであります。昨年末に閣議決定された令和3年度税制改正大綱を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律案が、現在開会中の第204回通常国会に提出され、今後審議される予定となっておりますが、この法案には、令和3年4月1日から施行される令和3年度の固定資産税及び軽自動車税に関するものが含まれております。

この地方税法等の一部を改正する法律案の成立及び公布時期は、例年3月末であり、例年どおりのスケジュールで進みますと、令和3年第1回定例会が閉会していることが想定されますことから、その場合は、令和3年4月1日から施行される部分の改正についての青森市市税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項に基づき、専決処分させていただきたいと考えております。

次に、専決処分による条例改正が予定されている項目につきましては、「(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置」及び「(2) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長」の2つとなっております。

まず、「(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置」は、市町村あるいは土地間での評価額のばらつきを均衡化するために、地価公示価格の7割を評価額の目途として、税負担の不均衡を緩やかに是正するための措置であります。現在の適用期限が令和2年度までとされているものを、現行制度の仕組みのまま令和5年度まで3年間延長するものです。

加えて、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、地価上昇により税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものです。

次に、「(2) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長」についてであります。平成28年度の税制改正におきまして、県税である自動車取得税が廃止されたことに伴い、失われる税収を一定程度確保し、また環境性能に優れた車の普及を促進させるために、軽自動車税に環境性能割が導入され、令和元年10月1日以後に取得された軽自動車から課税されております。

現在、軽自動車税に環境性能割の税率は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等により、令和元年10月1日から令和3年3月31日までに軽自動車を取得した場合に、1%分軽減されておりますが、適用期限を9か月延

長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。

なお、これらに係る専決処分をした場合には、令和3年第2回定例会に、専決処分の承認を求める議案を提出することとしております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 また、委員の皆さんから御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)